

環水大大発第 1711201 号
平成 29 年 11 月 20 日

各 { 都 道 府 県
大気汚染防止法政令市 } 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに
建築物等の解体等工事が開始された事案等について

総務省が平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月に実施した「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告※に対する改善措置として、環境省では、事前調査で石綿含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案及びその原因を把握するため、平成 28 年 5 月 23 日付け事務連絡により、都道府県等に対して、都道府県等において把握している事案について情報提供するよう依頼していたところである。今般、その結果について別紙 1 のとおり取りまとめたのでお知らせする。

今後、同種の事案の発生を防止するため、下記について留意の上、発注者及び施工業者等への指導を徹底されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

※「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」結果報告書
http://www.soumu.go.jp/main_content/000417847.pdf

記

1 発注者による石綿使用状況等の受注者に対する情報提供について

今回情報提供を受けた事案においては、発注者が過去に行った調査により石綿含有の事実を把握していたにもかかわらず、受注者に対し分析結果を渡さなかったこと等により、受注者が特定建築材料の存在を認識せずに工事を開始した例が複数認められた。

事前調査においては、発注者が有する設計図書や過去の改修の記録、石綿に係る調査の記録等が、特定建築材料の見落としを防ぐ上で重要となる。大気汚染防止法第 18 条の 17 第 2 項においては、解体等工事の発注者は、「調査に要する費用を適切に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない」とされているところであり、発注者から受注者に対し、設計図書や過去の

改修の記録、資産除去債務の計上のための石綿使用有無の調査結果などの過去に実施した石綿に係る調査の結果が適切に提供される必要がある。

なお、特定建築材料における石綿の含有の考え方については、平成 18 年 9 月 5 日付け環水大大発第 060905003 号において、「建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%を超えるもの」としているところであるが、これ以前の調査においては、石綿 1 重量%を超えない建築材料について「石綿なし」とされている可能性がある。また、建築材料にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソファイト、トレモライト及びアクチノライト）が使用されている可能性について、平成 20 年 2 月 15 日付け環水大大発第 080215002 号において留意を求めたところであるが、過去に実施した調査においてはこれらの分析が行われていないおそれもある。更に、今回情報提供された事案においては、発注者が「レベル 1 建材なし」と説明したものを、受注者が「石綿なし」と誤認した例や、過去に分析を行った場所以外の場所で特定建築材料が使用されていた例もあった。このため、過去に実施した石綿に係る調査の結果を活用する場合には、調査の時期や方法、対象としたアスベストの種類、調査を行った範囲等についても、併せて情報提供が行われる必要がある。

これらを踏まえ、発注者に対し、受注者に対する情報提供の必要性及び留意事項について周知されたい。

2 法令に関する知識の周知について

今回情報提供された事案においては、大気汚染防止法による届出や事前調査の義務の不知のほか、内装工事や小規模の工事について届出不要と思込むなど、発注者や受注者の法規制に関する知識不足を原因とする例や、発注者から口頭で「石綿なし」と説明を受けたため事前調査を行わなかったとの例が複数みられた。また、受注者が工期短縮のため、常態的かつ意図的に事前調査を怠っていた例もあった。

大気汚染防止法及び政省令等の知識の普及により、これらの事案の発生を防ぐことができた可能性もあることから、発注者と受注者の双方に対し、法令に関する知識を十分に周知されたい。

3 事前調査の実施者及び実施方法について

(1) 事前調査の実施者について

今回情報提供を受けた事案において、煙突に石綿が使用されている可能性があることを認識していないなど、受注者に石綿含有建材に関する基本的知識が不足していることが原因となった例が複数みられた。

事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者により行われるよう、発注者及び受注者へ周知されたい。

なお、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者としては、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 48 条の 2 第 1 項から第 3 項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者、

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者などが考えられる。

(2) 事前調査の実施方法について

今回情報提供された事案においては、設計図書等の確認を十分に行わなかったため石綿含有建材を見落とした例のほか、設計図書等の確認は行ったものの、設計図書等と異なる建築材料が使用されていたため見落とされた例があった。また、逆に、設計図書の情報を無視して目視調査のみで判断したことにより発生した例もあった。設計図書等の確認を十分に行うことはもちろん、確認を行った場合であっても、必ず目視調査を実施し、必要に応じ分析調査を行うことで適切な判断を行う必要がある。

また、目視調査の際、建築物の一部のみを調査したが、その他の箇所から石綿含有建材が発見された例や、外側からの目視では確認できない箇所に石綿含有建材が存在した例が複数確認されており、注意が必要である。

これらを踏まえ、受注者等に対し、事前調査の実施方法について指導されたい。

見落としやすい箇所については、「8. 都道府県等における推奨事例について」で紹介した通知等にも記載されているので参考とされたい。

4 工事関係者間の情報共有等について

今回情報提供された事案においては、事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった例や、事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかったことにより発生した例、現場作業員への周知が不足していたため発生した例などが確認された。また、工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した例もあった。

石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されるよう、発注者、受注者及び施工業者等を指導されたい。

5 関係部署間の情報共有等について

今回情報提供された事案においては、大気汚染防止法に基づく届出はなされていなかったものの、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出は行われていた例がみられた。

また、建設リサイクル法や条例等の届出情報に基づいてパトロールや立入検査を行うことで事案を把握した例が複数存在しており、届出情報の共有は、石綿含有建材に係る解体等工事の把握に有効と考えられる。

関係部署間での情報共有を推進することにより、石綿含有建材に係る解体等工事を適切に把握し、必要に応じ、発注者や受注者に対し、事前調査や届出、作業基準の遵守等の指導を行われたい。

6 事案発生時の解体工事業者からの連絡について

都道府県等が事案を認知した経緯としては、施工業者等から自主的に報告された例が最も多くみられたが、この中には、施工業者による把握から行政への報告までに1か月程度かかり、その間、適切な石綿飛散防止措置がなされていなかった例もあった。

施工業者に対しては、解体等工事中に新たな特定建築材料を発見した場合には、速やかに行政に連絡するよう指導されたい。

7 指導後の速やかな改善状況の確認について

今回情報提供された事案においては、都道府県等が指導を行ったにも関わらず、その後指導後に確認のために行った立入検査で、適切な措置を講じずに解体に着手していたことが判明した例が確認されている。

指導を行った後には、速やかに改善状況等の確認を行うよう留意されたい。

また、石綿による大気汚染を防止するため、確認の結果指導に従わずに作業基準違反が続けられている等の場合には、作業基準適合命令等の行政処分を実施されたい。

8 都道府県等における推奨事例について

(1) 都道府県等における推奨事例

平成 28 年 6 月の「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」では、事前調査の適正な実施の確保に係る都道府県等の推奨事例^{*}として、

※「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」（平成 28 年 6 月）資料 2-2

- ・ 特定粉じん排出等作業の届出漏れの防止を目的として、嘱託職員から構成されるアスベスト班を設置し、騒音規制法等に基づく特定建設作業実施届出書の情報を基に、解体等工事現場に対する集中検査（立入検査）を行い、石綿含有吹付材の有無等を確認している
- ・ すべての特定建設作業実施届出書の提出時に、チェックシートの添付を求める
- ・ 石綿使用の疑いがある吹付け材や断熱材が発見された場合には、現場責任者の同意のもと石綿含有量調査を実施している

等の取組を紹介いただいたところである。

また、今回の情報提供から、

- ・ 建設リサイクル法の届出情報に基づきパトロールや立入検査を実施し、石綿含有建材が使用された建築物等の工事を把握
- ・ 追加的な質問票により、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断

等の自治体の取組が把握された。

以上の例を参考に、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事の把握に積極的に取り組まれない。

(2) 労働基準監督署における推奨事例

厚生労働省から別紙 2 のとおり、事前調査の適正な実施の確保及び届出情報の適時共有・活用に係る労働基準監督署の取組事例について情報提供を受けているので、取組の参考とされたい。

なお、厚生労働省は、事前調査に当たっての留意点を以下の通知等により都道府県労働局に示しているため、併せて参考とされたい。

- ・ 「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」（平成 24 年 2 月

13 日付け基安化発 0213 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/1202130_0213-1.pdf

- ・「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成 24 年 10 月 25 日付け基安化発 1025 第 3 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/121102pamph-2.pdf>

- ・「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成 25 年 1 月 7 日付け基安化発 0107 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0107-02.pdf

- ・「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版]

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000->

[Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000156260.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000156260.pdf)

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp

